

〈満期戻総合保険〉
スーパージャンプ

充実の補償はもちろん、
満期のお楽しみがある積立型火災保険です。



朝日火災は
こんな会社です

弊社は、昭和26年2月28日、野村證券(現野村ホールディングス)、大和銀行(現りそな銀行)、第一銀行(現みずほ銀行)等の発起により設立されました。平成23年5月24日、野村ホールディングスの連結子会社となり、現在に至っています。

朝日火災の **スーパージャンプ** は、万一の際の充実補償と満期返れい金の楽しみがある **積立型火災保険** です。

満期戻総合保険

こんなときにお役に立ちます。

損害保険金をお支払いする事故。

① 火災



② 落雷



③ 破裂・爆発



④ 風災・雹災・雪災 (損害額が20万円以上の場合に対象)



⑤ 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊



⑥ 給排水設備に生じた事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ



⑦ 騒擾、集団行動、労働争議に伴う暴力行為



⑧ 家財の不測かつ突発的な事故 (家財を保険の対象としてご契約いただいた場合)



⑨ 盗難による盗取・損傷・汚損



⑩ 通貨・預貯金証書の盗難 (家財および設備・什器等を保険の対象としてご契約いただいた場合)



⑪ 持ち出し家財の損害 (家財を保険の対象としてご契約いただいた場合)



⑫ 別居者家財 (家財を保険の対象としてご契約いただいた場合)



⑬ 水災



事故に伴うさまざまな費用も補償します。

臨時費用 (①～⑦の事故で、保険金がお支払われる場合)



残存物取片づけ費用 (①～⑦の事故で、保険金がお支払われる場合)



失火見舞費用 (①・③の事故で、他人の所有物に損害を与えた場合)



地震火災費用 (地震・噴火またはこれらによる津波による火災の場合) ※地震保険ではありません。



特別費用 (①～⑦の事故で、保険金額全額がお支払われる場合)



修理付帯費用 (①～③の事故による、店舗部分の復旧に係る費用が対象)



水道管の凍結損壊による修理費用



損害防止費用 (①～③の事故で、損害の防止・軽減に必要であった費用が対象)



ご注意 保険の対象は住宅専用の建物(専用住宅)、店舗または事務所等と住居を併用している建物(併用住宅)および専用の店舗または事務所ならびにこれらに収容される家財、設備・什器等(設備・什器または備品をいいます。)の動産のいずれかから選択いただくことができます。ただし、「建物のみ」を保険の対象とされた場合は動産の損害は補償されません。また、「動産のみ」を保険の対象とされた場合は建物の損害は補償されません。

1 多くの災害からお住まいをお守りします

火災を中心に多くの災害から、あなたの大切な財産をお守りします。



2 保険金は何度でも

1回の災害でお受け取りになる保険金(ご契約金額)に満たない限り、保険期間中に何度災害が発生しても保険金をお受け取りになれます。

3 保険金額が自動増額

お支払いいただく保険料はそのまま、建物や家財等の保険金額が毎年5%(定額)ずつ、自動的に増額します。
(例)



4 満期返れい金プラス 契約者配当金のお楽しみ

満期時に「満期返れい金(注)」に「契約者配当金」がプラスされてお受け取りになれます。ただし、「契約者配当金」は剰余が生じた場合にお支払いしますので、ゼロの場合もあります。1回の災害により、災害が発生した時点の保険金額の全額をお支払いした場合、ご契約は終了し、「満期返れい金」および「契約者配当金」はお支払いできなくなります。
(注)ご契約時の保険金額に保険証券記載の満期返れい金支払割合を乗じて得た額をいいます。

5 満期時お受取金は一時所得扱い

(平成27年1月現在の税法上のお取扱い)
個人契約の場合、「満期返れい金」および「契約者配当金」は一時所得扱いとして次の算式で計算された額が課税されます。
課税対象額=(満期返れい金+契約者配当金-払込保険料の総額+他の一時所得対象額-特別控除額50万円)×1/2
※保険期間6年のご契約で5年以内に解約された場合、源泉分離課税の対象となる場合があります。
※上記の税法上のお取扱いは税制改正により変更となる場合があります。

6 キャッシング・サービスもおまかせ

(契約者貸付制度)
急に資金が必要になった場合、ご契約は有効なままでも、弊社から融資が受けられます。
※ご融資できる金額は、弊社の定める範囲内となります。なお、質権設定契約または満期直前6か月以内の契約についてはご融資できません。

地震保険でさらに安心。(スーパージャンプには、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただけます。地震保険のご契約には、別途保険料が必要となります。)

● 保険金額は……

地震保険を長期一括でご契約になる場合、地震保険の保険金額(ご契約金額)はスーパージャンプの保険金額の36%(6年契約の場合は37.5%)~50%に相当する額の範囲内で定めさせていただきます。
それ以外の払込方法でご契約になる場合、地震保険の保険金額(ご契約金額)はスーパージャンプの保険金額の30%~50%に相当する額の範囲内で定めさせていただきます。
この場合翌年度以降の地震保険の保険金額は、主契約の自動増額に合わせて増額となりますので、翌年度以降の保険料は変更となります。ただし、いずれの場合も他の地震保険契約と合算して建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。



● 地震保険をご契約されない場合は……

地震保険をご契約されない場合は、地震・噴火による倒壊等の損害だけでなく、地震・噴火による火災損害(地震・噴火による延焼損害を含みます。)についても保険金をお支払いできません。

● 地震保険のお支払いは……

地震・噴火・津波による火災、損壊、埋没、流失によってご契約の建物・家財が下表の損害を受けた場合に限り地震保険金をお支払いします。(したがって、これらに至らない損害の場合にはお支払いできません。)なお、この地震保険金は「地震火災費用保険金」とは別にお支払いします。

保険の対象	損害の程度	お支払いする保険金
建 物	全損のとき	建物の地震保険金額の全額 (時価が限度)
	半損のとき	建物の地震保険金額の50% (時価の50%が限度)
	一部損のとき	建物の地震保険金額の5% (時価の5%が限度)
家 財 (明記物件は除きます。)	全損のとき	家財の地震保険金額の全額 (時価が限度)
	半損のとき	家財の地震保険金額の50% (時価の50%が限度)
	一部損のとき	家財の地震保険金額の5% (時価の5%が限度)

● お支払いする保険金は……

お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金額が7兆円(平成27年1月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する7兆円の割合によって削減される場合があります。

● 保険金をお支払いできない主な場合は……

地震等により保険の対象となる物が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象となる物の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

● スーパージャンプの保険期間(ご契約期間)の途中から地震保険をご契約いただくことができます。

● 警戒宣言が発令された場合は……

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その地域内に所在する保険の対象となる物について、地震保険の新規・増額契約はお引き受けできません。

● 地震保険の割引制度について

地震保険については、保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が条件を満たす場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます。割引適用には所定の確認資料のご提出が必要となります。なお、次の割引は重複して適用することはできません。

割引の種類	適用の条件	必要な確認資料
免震建築物割引 (50%)	対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)に規定する評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。)において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。	品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写) ^{※1} 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写) ^{※2} または「現金取得者向け新築対象住宅証明書(写)」 ^{※2} 長期優良住宅の認定申請の際に使用した品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証(写)」 ^{※2} 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書(写)」 ^{※2}
耐震等級割引 (10%、30%、50%)	対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(以下、「評価指針」といいます。)に定められた耐震等級を有していること。	①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写) ^{※3} および②「設計内容説明書」など免震建築物であることまたは耐震等級を確認できる書類(写) ^{※2}
耐震診断割引 (10%)	対象建物が、昭和三十九年六月一日以降に新築された建物であること。	評価指針に基づく耐震性能評価書(写) 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写) 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則別記に基づく証明書など)
建築年割引 (10%)	対象建物が、昭和三十九年六月一日以降に新築された建物であること。	建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等 ^{※4} が発行する書類(写) 宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)

※1 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書(写)を含みます。
※2 免震建築物割引および耐震等級割引の必要な確認資料のうち、以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。
・「適合証明書」、「現金取得者向け新築対象住宅証明書」または「住宅性能証明書」において、書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるもの、耐震等級を1つに特定できない場合
・「技術的審査適合証」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
・「認定通知書」など上記①の書類のみご提出いただいた場合
※3 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書(写)」および「認定長期優良住宅建築証明書(写)」を含みます。
※4 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等
※5 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

1. 損害保険金

保険の対象(対象となるもの)が前ページの①～⑩の事故により損害を受けたとき(④の事故の場合は、損害額が20万円以上となったとき)損害保険金をお支払いします。
●木造の新価払建物(注)または家財が損害を受けたとき、保険金額が再調達価額(保険の対象と同等のものを新たに取得するのに必要な金額)の60%以上(耐火造の新価払建物は30%以上)であれば、保険金額を限度として、損害額を新価で全額お支払いします。
ただし、保険金額が上記の割合未満のときは、お支払いする保険金は実際の損害額を下回るようになります。

(注)「新価払建物」とは以下の建物をいいます。

- ①専用住宅建物
- ②専用住宅建物以外で床面積が660m²未満の弊社所定の条件を満たす建物
- 新価払建物以外の木造建物や設備・什器等が損害を受けたとき、保険金額が時価額の60%以上(新価払建物以外の耐火造建物は30%以上)であれば、保険金額を限度として、損害額を時価(再調達価額から使用による消耗分を控除した金額)で全額お支払いします。
ただし、保険金額が上記の割合未満のときは、お支払いする保険金は実際の損害額を下回るようになります。
- 申込書に明記していただいた1点30万円を超える貴金属・宝石・美術品等の盗難については、1事故について、1点あたり100万円がお支払いの限度となります。
- 家財の不測かつ突発的な事故については、1事故について、家財1個または1組ごとに10万円を限度としてお支払いします。ただし、お支払いする金額は損害額から1個または1組ごとに3万円を差し引いた額となります。
- 現金・預貯金証書の盗難については、1事故について、1敷地内ごとに下表の額を限度に損害額をお支払いします。

保険の対象	現金	預貯金証書
家財	20万円	200万円または家財の保険金額のいずれか低い額
設備・什器等	30万円	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額

2. 持ち出し家財保険金

ご契約いただいた家財が一時的に持ち出され、国内で、前ページ①～⑦および⑨の事故により損害を受けたとき、持ち出し家財保険金をお支払いします。お支払いする金額は、1事故について、家財の保険金額の20%か100万円のいずれか低い額が限度となります。

3. 別居者家財保険金

前ページの①～⑦および⑨の事故により右記(1)～(3)の者が常時居住する日本国内の保険証券記載以外の建物に収容された家財に損害が生じたときは、別居者家財保険金をお支払いします。お支払いする金額は、1事故について、家財の保険金額の20%か200万円のいずれか低い額が限度となります。

- (1)被保険者
- (2)被保険者の配偶者
- (3)被保険者または配偶者と生計を共にする未婚の子

4. 水害保険金

「水害」とは、台風、暴風雨、豪雨等に伴い発生した洪水、高潮、土砂崩れ等による損害をいひ、保険の対象である建物または家財、設備・什器等に損害が生じたとき、次のように水害保険金をお支払いします。

a. 水害により保険の対象である建物や家財が保険価額(その実際の価値)の30%以上の損害を被った場合

$$\text{お支払い額} = \text{保険金額} \times \frac{\text{損害額(注1)}}{\text{保険価額(注2)}} \times 70\%$$

b. 上記a. 以外の場合で保険の対象である建物や家財が水害による床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、損害額が保険価額の15%以上30%未満となった場合

$$\text{お支払い額} = \text{保険金額} \times 10\%$$

(1事故1敷地内について、200万円が限度です。)

c. 上記a. 以外の場合で保険の対象である建物や家財、設備・什器等が水害による床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被り、損害額が保険価額の15%未満となった場合

$$\text{お支払い額} = \text{保険金額} \times 5\%$$

(1事故1敷地内について、100万円が限度です。)

ただし、b. と c. の保険金が出される場合、合計で1事故について、1敷地内200万円が限度となります。

(注1)損害の認定は、建物ごとに、家財または設備・什器等をそれぞれを収容する建物ごとに行います。

(注2)保険の対象が新価払建物または家財の場合は再調達価額とし、それ以外は時価額とします。

5. 臨時費用保険金

前ページ①～⑦の事故により保険の対象が損害を受けたため、臨時に生ずる費用に対して臨時費用保険金をお支払いします。

●損害保険金×30%

- 1事故について、1敷地内ごとに下記が限度額です。
- 住居のみに使用される建物および収容家財 100万円
- 上記以外の建物および収容動産 500万円

6. 残存物取片づけ費用保険金

前ページ①～⑦の事故により保険の対象が損害を受けたため残存物の取片づけに必要な費用に対し、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。お支払いする費用保険金の額は損害保険金の10%が限度となります。

7. 失火見舞費用保険金

前ページ①または③の事故により他人の所有物に損害を与えたとき、失火見舞費用保険金をお支払いします。

お支払いする費用保険金の額は、

●被災世帯数×20万円(1事故について、保険金額の20%が限度です。)

8. 地震火災費用保険金

地震・噴火・津波による火災で、建物が半焼以上、家財を収容する建物が半焼以上または家財が全焼となったとき、設備・什器等を収容する建物が半焼以上となったとき、地震火災費用保険金をお支払いします。

お支払いする費用保険金の額は、

●保険金額×5%

(1事故について、1敷地内ごとに300万円が限度です。)

9. 特別費用保険金

前ページ①～⑦の事故により保険契約が終了したとき、特別費用保険金をお支払いします。

お支払いする費用保険金の額は、

●損害保険金×10%(1事故について、1敷地内ごとに200万円が限度です。)

10. 修理付帯費用保険金

前ページ①～③の事故により損害を被ったときに、復旧にあたり弊社の承認を得て支出した店舗部分(居住の用に供する部分以外)にかかわる必要かつ有益な費用について、下記範囲内でその実費をお支払いします。

(1事故について、1敷地内ごとにその敷地内の総保険金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。)

11. 水道管修理費用保険金

水道管の凍結により水道管自体に生じた損害に対し水道管修理費用保険金をお支払いします。

(1事故について、1敷地内ごとに10万円が限度です。)

12. 損害防止費用

前ページ①～③の事故で損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支払われたとき、損害防止費用をお支払いします。

「満期戻総合保険」+「地震保険」で備えは万全!

居住用建物や家財にはご希望されない場合を除き、地震保険をご契約いただきます。

地震保険を契約いただけませんと地震による倒壊等の損害だけでなく、「地震による火災損害や延焼損害」についても、保険金は上記「8. 地震火災費用保険金」を除いてお支払いできません。

●大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象となる物について、地震保険契約の新規契約および増額契約はお引き受けできません。

●基本契約が一時払の場合には、長期の地震保険を付帯することができません。

●地震保険には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

●地震保険料控除の対象となります。

(控除限度額 国税50,000円
地方税25,000円)

ご契約にあたってのご注意

- 1.このパンフレットは「満期戻総合保険」の概要をご紹介します。詳細は保険約款になりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、ご契約にあたっては、「ご契約のしおり」「重要事項説明書」をご一読ください。また、ご契約者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- 2.保険料をお支払いの際は、原則として弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。(団体扱等の特定の特約を付帯した場合は除きます。)
- 3.保険料(追加保険料を含みます。)を領収する以前に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできません。
- 4.家財のご契約で次のものは、申込書に明記しないとご契約の対象となりません。「明記物件」といいます。
 - ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品
 - ・稿本、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに類するもの
- 5.保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。
- 6.個人情報のお取扱いについて
弊社は、保険契約に関する個人情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。
- 7.ご契約手続きの日から1か月以上経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ながら弊社にご照会ください。
- 8.住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等、公的融資に関わる建物は、この保険のご契約ができない場合がありますので、お申し出ください。
- 9.ご住所を変更するとき、建物などを売却・譲渡などにより名義変更するとき、建物の構造または用法(用途)を変更するとき、引越し等により家財を他の場所に移転するとき等、ご契約内容に変更が生じる場合は、事前に取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- 10.契約者が法人の場合について
法人契約のご契約者さまにつきましては、自己資金でご契約いただくことが前提となりますので、あらかじめご了承ください。借入金によるご契約はお引き受けいたしておりません。

事故発生の場合

事故が発生した場合は、すみやかに朝日火災あんしんダイヤルまたは取扱代理店にご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、十分にご注意ください。

保険会社破綻時のお取扱いについて

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が悪化したときには、保険金、満期返れい金、解約返れい金等のお支払いが一時期間凍結されたり金額が削減される場合があります。「満期戻総合保険」は、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、経営破綻した場合の保険金、満期返れい金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。家計地震保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、経営破綻した場合の保険金は100%、解約返れい金等は全額補償されます。また、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ、保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

朝日火災海上保険株式会社
〒101-8655
東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL 03-3294-2111(大代表)
ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

朝日火災 あんしんダイヤル
事故の受付は、朝日火災あんしんダイヤルまたは取扱代理店へご連絡ください。
0120-120-555
受付時間：24時間 365日

●お問い合わせ先